

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務企画提案競技実施要領

1 目的

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託仕様書による。

3 委託料の上限額

24,335,777円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

5 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、公告・宣伝に関する業務で、種目が「公告代理」である者で、宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (3) この公告の日から受託候補者を決定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 県税に未納がないこと
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公告方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和8年4月10日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年4月20日(月) 午後5時必着 |
| (3) 参加申込の提出締切 | 令和8年4月24日(金) 午後5時必着 |
| (4) 企画書等の提出締切 | 令和8年4月30日(木) 午後5時必着 |
| (5) プレゼンテーション | 令和8年5月8日(金) 予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年5月13日(水) 頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和8年4月24日(金) 午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）（A4版、7部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。

イ 見積書（様式任意）（原本1部、写し6部）

- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 委託業務実施体制（様式任意）（A4版、7部）

エ 会社概要（1部）

オ 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること

② 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 令和8年4月30日(木) 午後5時必着

イ 提出先 下記13を参照

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(3) プレゼンテーション

日 時：令和 8 年 5 月 8 日（金）午前 1 0 時から（予定）

場 所：県庁防災庁舎 2 階プレスルーム

実施方法：参加者によるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、1 者当たり、説明 4 0 分（機材等のセッティング時間を含む）、質疑 1 5 分 計 5 5 分
- ② 審査順は、企画書等の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ③ プロジェクター及びスクリーンは、県において用意しておくものとする。

(4) 選定方法

複数の審査委員において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。なお、審査基準は「審査基準表」による。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず令和 8 年 5 月 1 3 日（水）頃に書面で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 質問受付

本企画提案競技に関する質問がある場合は、質問書（別紙 3）を提出すること。

提出先

- ① 提出期限
令和 8 年 4 月 2 0 日（月）午後 5 時必着
- ② 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡をすること。）
- ③ 回答方法
軽微なものを除き、参加申込者全てに電子メールで通知する。なお、質問者名は公表しない。

10 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

13 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
担 当	宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当
電 話	0985-26-7059
F A X	0985-26-7344
電子メール	choju@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県長寿介護課 行き
E-mail : choju@pref.miyazaki.lg.jp
FAX : 0985-26-7344

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	メール	

※提出期限 令和8年4月24日(金)午後5時必着

※電子メール又はFAX送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。
TEL : 0985-26-7059

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、公告・宣伝に関する業務で、種目が「公告代理」である者で、宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (3) この公告の日から受託候補者を決定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 県税に未納がないこと
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

令和8年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

住所 ○○市・・・
氏名 株式会社◇◇◇◇
代表取締役 △△ △△ 印

宮崎県長寿介護課 行き
E-mail : choju@pref.miyazaki.lg.jp
FAX : 0985-26-7344

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
に係る企画提案競技についての質問書

会社名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	
<u>質問内容</u>	

※受付期限 令和8年4月20日(月)午後5時必着

※電子メール又はFAX送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL : 0985-26-7059